

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	伊永 大輔
主 論 文 題 名 :				
課徴金制度——独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題				
(内容の要旨)				
<p>一 本論文は、2014年11月から2017年7月まで12回にわたって「課徴金制度における基本的考え方」と題して連載された論文(公正取引769号～801号)を中心に、「国際市場分割カルテルにおける課徴金の算定について」修道法学34巻1号(2011年)、「EU競争法における制裁金算定の理論と実務」法学研究87巻6号(2014年)、「課徴金制度の来し方行く末——その法的性格が導くものは何か」日本経済法学会年報38号(2017年)、「課徴金制度における『具体的競争制限効果』の意義と機能」慶應法学42号(2019年)の単著18本の論文をもとに、書き下ろしを加えて書籍として2020年3月に刊行されたものである。</p> <p>本論文の構成の概要は以下のとおりである。</p>				
第1章 課徴金の性格				
1 はじめに				
2 課徴金創成期(昭和52年改正)				
3 強化期(平成3年改正)				
4 転換期(平成17年改正)				
5 拡大期(平成21年改正)				
6 再検期(令和元年改正)				
7 論点整理				
8 現在の位相と将来への展望				
9 小括				
第2章 算定率の加減算				
1 課徴金算定率と加減算規定				
2 中小企業に対する軽減算定率				
3 その他の軽減算定率				
4 繰返し違反に対する割増算定率				
5 主導的役割に基づく割増算定率				
6 EU競争法における制裁金算定率				
7 小括				
第3章 課徴金減免制度				
1 課徴金減免制度の特徴と趣旨				
2 課徴金減免をめぐる諸論点				
3 課徴金減免制度がもたらす付随的効果				
4 米国反トラスト法におけるリニエンシー制度				

第4章 当該商品・役務の売上額

- 1 はじめに
- 2 実行期間
- 3 当該商品・役務
- 4 売上額
- 5 残された課題

第5章 指摘独占・不公正な取引方法

- 1 私的独占に対する課徴金
- 2 支配型私的独占
- 3 排除型私的独占
- 4 不公正な取引方法4類型に対する課徴金
- 5 優越的地位濫用に対する課徴金

第6章 新制度の課題と将来像

- 1 令和元年改正による新しい課徴金制度
- 2 残された課題としての国債市場分割カルテル
- 3 国際カルテルにおける法運用上の課題
- 4 課徴金制度の将来像

二 本論文では、独占禁止法に課徴金制度が導入された1977年から2020年までの法改正の経緯や判審決を含む、課徴金制度の全容を対象とするため、本書では、蛸壺的に発展している課徴金制度をめぐる法的論点を統一的に整理・分析し、この制度の趣旨・目的に沿った本来機能が発揮される方向での解釈が検証されている。その概要は以下のとおりである。

第1章では、独占禁止法改正の歴史や判審決を踏まえながら、その法的性格を解明する。近年の改正内容は主に課徴金制度に関するものに集約されており、立法経緯と規定内容を個別詳細に検証することで、課徴金の法的性格を検証する内容となっている。一貫して問題となる法的性格として、法目的との関係を踏まえながら、制裁としての機能と賦課手続の非裁量性がどのような影響を及ぼしてきたかを歴史的経緯を踏まえながら論証している。そして、現在では名実ともに違反抑止が目的となっており、「不当利得の剥奪」は比例原則に見合った適切な課徴金水準を見出すための1つの立法政策上の指標にすぎないと結論付けている。

第2章では、加減算規定の合目的性を検討し、問題の整理と課題を提示する。規定の複雑化に伴い混乱した議論を整理した上で、課徴金規定の文理と趣旨を重視しつつ、判審決との整合性や法解釈の限界を見極めて最大限の具体的妥当性を探る内容となっている。これらの課題は、平成17年改正以後に登場した比較的新しいものではあるが、適用事例も徐々に積み上がってきており、具体的事例とともにEU競争法における類似制度の理論的処理を参照点に、目的論解釈と文理解釈・論理解釈を駆使しながら、問題点を炙り出している点に特徴がある。こうした整理・指摘の一部は既に令和元年改正によって法制度に反映される結果となった一方、今後に残された課題も明示している。

主 論 文 要 旨

第3章では、課徴金減免制度の規定解釈を中心としながら、その付随的効果までも検討対象としている。まず、先進各国で取り入れられているリニエンシー制度と比較しながら、我が国における制度の特徴を整理する。その上で、順番の繰上げ、減免適用数、調査開始日、欠格事由、協議制度といった各法的論点を具体的事例に基づいて検証を行っている。また、課徴金減免制度がもたらす付随的効果として、減免適用者に対して排除措置を命じないとの実務運用に疑問を呈するなど、排除措置命令、損害賠償訴訟、行政機関による指名停止、刑事訴追、株主代表訴訟といった項目を挙げて、法目的に適合した解釈のあり方について検討をしている。最後に、我が国制度のモデルとなった米国のリニエンシー制度についても、詳細な分析を行っている。

第4章は、本書のハイライトの一つであり、EU競争法との比較法的視点を交えつつ、当該商品・役務の解釈論題を中心に、実行期間や売上額の論点整理や条文解釈が行われている。そこでは、解釈の構造と方向性として、算定基準の明確性や算定の容易性と具体的な算定結果の妥当性との解釈上の適切なバランスが明確に論じられている。これまで争訟上問題とされてきた実行期間と売上額の解釈に加え、特に談合事案における具体的競争制限効果の機能と意義に触れつつ、先例を踏まえた法的判断枠組みを提示している点が、学術研究上最も重要な点である。これまで学説からの批判が多かった具体的競争制限効果という法概念についても、裁判例の理解を整理する形で前向きに評価するとともに、立証負担とのバランスに配慮して法解釈を展開しているといえる。

第5章では、特に法的社会的関心の高い優越的地位濫用だけでなく、私的独占ほか全ての課徴金算定規定が取り扱われている。私的独占で特に問題となる論点として対価要件を取り扱っているが、これは、不当な取引制限でも問題となる重要論点の一つである。また、不公正な取引方法については、未だ課徴金算定事例のない行為類型も多いが、規定の趣旨に基づいた解釈のあり方が考察されている。そして、優越的地位濫用に対する課徴金については、算定の基礎、算定率、賦課要件として継続性、算定対象期間、終期認定、下請法との関係まで統合的に検討の対象とされている。

そして、最終第6章では、令和元年改正の評価と課題に触れ、その将来像が検討されている。特に令和元年改正については、規定の詳細な検討というよりは、これまでの分析を踏まえ、改正の理論的背景や残された課題を浮き彫りにするものとなっている。この点については、副論文として提示した「課徴金制度の改正——令和元年改正の評価と課題」法律時報92巻3号(2020年)、「課徴金減免制度における調査協力減算制度の意義と課題」公正取引839号(2020年)、「課徴金制度全体をめぐる考え方」ジュリスト1550号(2020年)の3論文が、本書刊行後に公表された下位法令やガイドラインを踏まえながら、令和元年改正についての詳細を検討している。こうした検討に加え、国際市場分割カルテルにおける法解釈問題や外国事業者に対する課徴金算定・徴収における手続的課題なども論じている。最後に、課徴金制度の将来像も提示されている。

主 論 文 要 旨

三 本論文の特徴は、独占禁止法における課徴金制度を総合的視点から整理・分析した、過去に類例を見ない統合的研究となっていることである。

課徴金制度とは、独占禁止法による規制の実効性を高めるために導入された、違反事業者に対して金銭的処分を賦課する法制度である。独占禁止法分野では、実効的な法規制とするための法的強制力が古くから問題となってきたが、この問題における中心的役割を担ってきたのが課徴金制度である。昭和 52 年に独占禁止法に導入されて 40 年以上が経過したが、導入以来、その適用対象と内容を発展させてきており、近年では、金融商品取引法や景品表示法など他法令でも同制度が導入されるに至っている。

課徴金に関する条文は、文理に基づく予見可能性が重視される一方、具体的な適用場面での法的妥当性をも問われるため、違反行為の実体要件の解釈や事実認定にも影響を与えるものであり、多くの訴訟でその解釈・運用が争われている。この点、その法的性格や算定方法を巡っては、立法過程から問題となっており、経済実態との乖離を反映した法解釈の変容・変遷を経て、現在においても未だ法的論争が続いている。しかしながら、課徴金制度の趣旨・目的から見て合理的な規定内容となっているか、目的妥当な結論を導くためには条文をどのように解釈すればよいか、といった統合的視点を踏まえた研究は多くなかった。制度全容の複雑さや条文の難解さ、裁判例等の多さなどから、蝸壺的な問題の提起に留まり、平成以降の体系的な研究はほとんどないといえる。この点で、多くの論考によって課徴金制度の法的構造と詳細な条文解釈を明らかにした本論文は、類例を見ない研究といえる。

本研究の特徴は、法的な論理整合性を重視しつつ、欧米の法制度を含め、論文だけでなく一次資料を丁寧に研究し、それを踏まえて問題提起することで立論を説得的なものとしている点にある。実際、制定当初の予想を超えた柔軟な条文解釈を要する場面や、複雑多様な取引実態への適用に工夫を要する場面が目立つようになってきており、文理解釈だけでも目的論的解釈だけでも法的考察としては不十分である。そのため、本研究は、理論と実務が交錯する場面で、必要性和許容性をバランスよく目配せしながら論理を組み立てることや普遍的な原則論を重視して取り組んだことがわかるものとなっている。

以上のように、本研究による学術的価値が高いだけでなく、実際の独占禁止法改正の内容にも研究成果が各所で反映されているなど、本研究は、実践的な学術研究の価値を体現しているといえる。なお、本論文は、公益財団法人公正取引協会による「第 36 回横田正俊記念賞」を 2021 年 3 月に受賞している。